

第1回定例会



第1回定例会は3月9日から25日までの17日間の日程で行い、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針の表明の方針、各議案について審議に入りました。今議会の案件は条例等15件、補正予算8件、新年度予算7件、報告1件、発議2件が提案され、訂正後の原案を可決しました。また、第1回臨時会（1月25日）、第2回臨時会（2月15日）が開催され、原案どおり可決となりました。

条例等

◆行政不服審査条例

◆民間賃貸住宅建設促進条例

◆合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例

◆情報公開条例等の改正

◆固定資産評価審査委員会条例の改正

◆快適住まいづくり促進条例の改正

◆林業振興基本条例の改正

◆中小企業振興基本条例の改正

◆個別排水処理施設の管理等に関する条例等の改正

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

*9議案については、総務産業常任委員会に付託されましたので、4頁をご覧下さい。

平成9年度から平成18年度

地方公務員法及び学校教育法を改正する法律の施行に伴い、引用法令の条項の改正及び関係する文言等について、所要の改正を行うものです。

◆職員の給与に関する条例の改正

地方公務員法を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度の導入において、能力及実績に基づく人事管理が必要な事項について、所要の改正を行います。

◆道路占用料徴収条例の改正

道路法施行令の施行に伴い、国道の道路占用料が改正され、国道と町道の道路占用料の均衡を図るため改正するもので、第1種電柱は1本につき770円を310円に、第1種電柱は1本につき690円を280円にそれぞれ減額するものです。

◆個別排水処理施設設置条例

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されたため、平成28年度から平成32年度までの期間に係る過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要があり、道との協議が整ったことから、法律の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

◆道路線の認定について

21世紀第2幹線

4,810,700